りす倶楽部

2018年
7・8月合併号
第263号

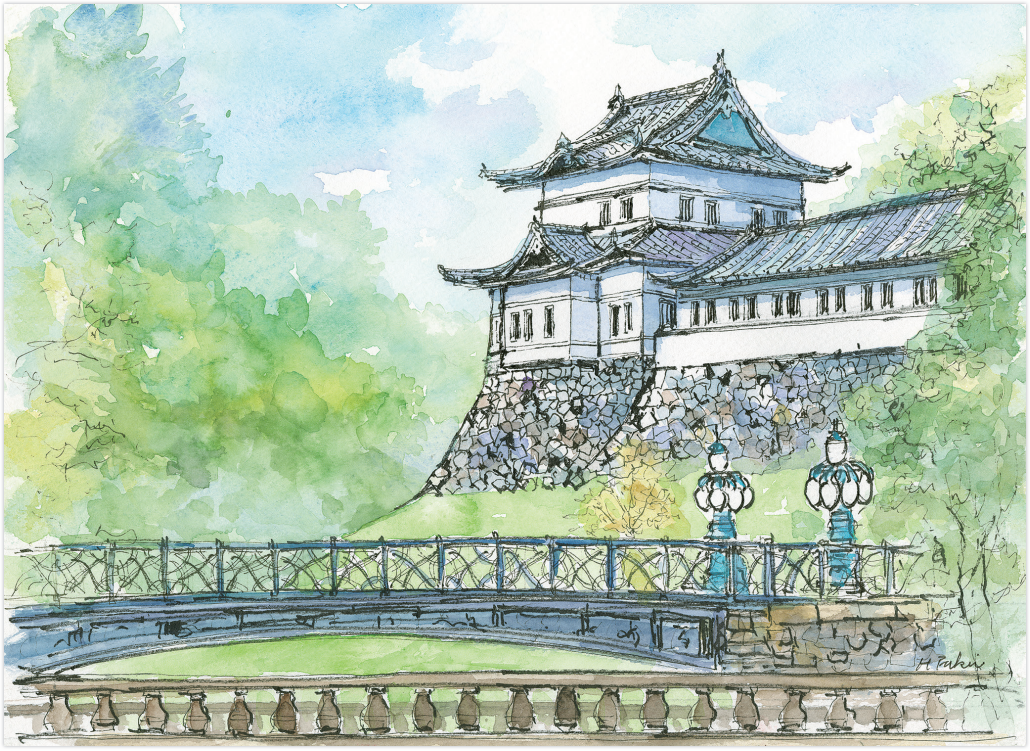

江戸城跡二重橋

太平洋戦争、これに続く今日までの日本の命運を見届けて来た江戸城跡二重橋。父が、小学生の自分を皇居前広場に連れ行き、次代を担う男の本懐を諭してから歳月70年。国民の象徴ともいうべき二重橋の意味が、ようやく理解できるようになった。遅きに失した自責の中にいる。

弁護士　福井大海

残暑お見舞い申し上げます

NPOりすシステム 相談役　松島如戒

皆さん、お変わりございませんでしょうか。

去る7月には広島、岡山、愛媛各県を中心に、広範囲で２００名を超える方が亡くなるという水災害が発生しました。被災地域の皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

幸運なことに、この度の災害地域内のりすシステム契約者には、大きな被災をされた方はお一人もおられませんでした。あの大雨の翌日以来、アドバイザーが電話等により安否確認した結果です。

契約者の皆さんお一人おひとりと、りすシステムは、契約による家族です。私たちは災害発生の予報が出れば、固唾（かたず）を呑んでテレビにかじりつき、気象情報を見て、夜明けとともに安否確認に取り掛かります。これは、りすシステム25年来の歴史の中で定着した取組みでもあります。

りすシステム発足から3年目の正月17日未明、阪神・淡路大震災が発生しました。当時、関西地域の契約者は数名でしたが電話を繰り返しかけ続け、最後のお一人の安否が確認出来たのは午後でした。

東日本大震災については、りす倶楽部第１９４号（２０１１年４月発行）「東日本大震災発生！そのときアドバイザーは…」でご紹介しましたが、アドバイザーが何日もかけて直接出向くなど必死の努力を続け、契約者の無事を確認出来たときは、皆で祝杯を挙げ喜び合いました。

この災害でお住いを失われた方がおられ、ホームの住み替えその他、新たな暮らしの再建に向けてのお手伝いをし、喜んでいただきました。

りすシステムは東京の他、札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、松山、福岡、大分の9ケ所に拠点を置いて、自由に参加していただける催しをしていますが、仙台会場の参加率がダントツに高いのは、あの地震のときの活動によるものか…と自画自賛しています。

本年は各地で40度を超える酷暑の夏を迎えていますが、気象庁はこれを「自然災害」と言っています。私は昨夏、熱中症で数回入院しましたので、今年は体調管理に留意し、夏を乗り切りたいと思っています。

暑さにお気を付け下さって、すがすがしい秋を迎えましょう。

医療機関・高齢者施設「身元引受保証人」不要論に反論する

―患者・入居者の人権・QOLを護るのが身元引受保証人の真の役割―

NPOりすシステム
相談役　松島如戒

平成28年2月、公益財団法人日本ライフ協会が大阪地裁に民事再生手続きを申し立てたと大々的に報道されました。

この法人はりすシステムと同じような業務を行っていましたが、公益財団法人故、信頼性が高いことを売りにしているように見受けられ、大きく業績を伸ばしていると噂されていた矢先の出来事で、私もショックを受けました。

この法人が公益財団法人であったことが消費者被害を大きくしたことは多くの人々が認めるところですが、メディア報道でそのことに言及するものはほとんどありませんでした。公益財団法人の認定者は内閣総理大臣であり、認定権者の責任を問う声が出なかったのは、政権への忖度ではと下衆（げす）な私は勘繰ってしまいます。昨今の身元引受保証問題を世間の人々が広く知るようになった契機が、この公益財団法人の不祥事であったとは皮肉なことです。

1. 国の機関が身元引受保証問題で建議

「建議」とは、あまり聞きなれない言葉ですが、広辞苑によると「①意見を申し立てること。またその意見」（②は省略）とあります。29年1月、こんな「建議」が消費者委員会から出されたと報道されました。

そこでまず「建議」を行った消費者委員会とはどんなものかを調べてみました。

「消費者庁及び消費者委員会設置法」（平成21年制定）という法律があり、その法律によって「消費者委員会」が内閣の外局として設置されているそうです（法第6条）。

第6条2項の1で「次に掲げる重要事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に建議すること」、さらに第8条「委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めることができるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる」とあります。

昨年1月31日に発せられた消費者委員会の「建議」というのは、国の行政の中では相当重い意味を持つことが分かりました。

まず「りすシステム」や「日本ライフ協会」など多くの法人や団体が行っている業務に

ついて、この建議で「身元保証等高齢者サポート事業」という名前がつきました。この法律を当てはめると、りすシステムの業務は「身元保証等高齢者サポート事業」を行うための「生前契約」ということになります。

ちょっとしっくりこない気もしますが、20数年間、国からも法律からも見向きもされなかった契約家族づくりのための「生前契約」という仕組みが、やっと国に認知されたことはめでたいと思っています。

2.どんな内容の「建議」がされたか

以下が建議書の主文といえるものです。

我が国は、少子高齢化の進展により人口減少社会に突入しており、同時に、単身世帯の増加、親族の減少、あるいは近隣関係の希薄化といった状況がみられる。

こうしたことを背景に、一人暮らしの高齢者等を対象とした、身元保証や日常生活支援、死後事務等に関するサービスを提供する新しい事業形態（本建議における「身元保証等高齢者サポート事業」）が生まれている。

身元保証等高齢者サポート事業については、指導監督に当たる行政機関が必ずしも明確ではなく、利用者からの苦情相談についてもほとんど把握されていないのが実情である。

当委員会はこうした状況を踏まえ、身元保証等高齢者サポート事業に係る消費者被害の防止のために、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）に基づき、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、厚生労働大臣及び国土交通大臣に対し、次のとおり建議する。また、この建議への対応について、各大臣に対して、平成29年7月までにその実施状況の報告を求める。

建議事項は3つあり、細部にわたって言及しています。それは消費者委員会が既に調査し、問題の所在を把握していたからだと思います。

以下建議事項1、2、3を引用します。細部についてはHPで検索してみて下さい。

建議事項1　身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の取組

消費者庁及び厚生労働省は、消費者保護の観点から、以下の取組を行うこと。

（1）消費者庁は、身元保証や死後事務等を行う身元保証等高齢者サポート事業による消費者被害を防止するため、厚生労働省その他関係行政機関と必要な調整を行うこと

（2）厚生労働省は、関係行政機関と連携して、身元保証等高齢者サポート事業において消費者問題が発生していることを踏まえ、事業者に対しヒアリングを行うなど、その実態把握を行うこと。

（3）消費者庁及び厚生労働省は、関係行政機関と連携して、前記（2）を踏まえ、消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるよう、必要な措置を講ずること。

建議事項2　病院・福祉施設等への入院・入所における身元保証人等の適切な取扱い

厚生労働省は、高齢者が安心して病院・福祉施設等に入院・入所することができるよう、以下の取組を行うこと。

（1）病院・介護保険施設の入院・入所に際し、身元保証人等がいないことが入院・入所を拒否する正当な理由には該当しないことを、病院・介護保険施設及びそれらに対する監督・指導権限を有する都道府県等に周知し、病院・介護保険施設が身元保証人等のいないことのみを理由に、入院・入所等を拒む等の取扱いを行うことのないよう措置を講ずること。

（2）病院・福祉施設等が身元保証人等に求める役割等の実態を把握すること。その上で、求められる役割の必要性、その役割に対応することが可能な既存の制度及びサービスについて、必要に応じ、病院・福祉施設等及び都道府県等に示すこと。求められる役割に対応する既存の制度やサービスがない場合には、必要な対応策を検討すること。

建議事項3　消費者への情報提供の充実

消費者庁、厚生労働省及び国土交通省は、消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるよう、サービスを選択するに当たり有用と思われる情報提供を積極的に行うこと。

以上を踏まえ、消費者庁、厚生労働省及び国土交通省は、前記建議事項3に基づく措置を講ずべきである。

これを受けて、株式会社 日本総合研究所（以下「日本総研」という）、みずほ情報総研株式会社（以下「みずほ総研」という）の2社と、山梨大学大学院総合研究部医学域 社会医学講座の山縣然太朗教授を代表とする研究班（以下「研究班」という）に調査研究を委託し、そのレポートが前2社は平成30年3月に発表され、後者の研究班は6月に調査結果を公表しました。

3.三つの調査について

「日本総研」「みずほ総研」「研究班」の調査について内容に立ち入る紙幅もないので、タイトルの他、概要の一部を紹介したいと思います。

（1）消費者委員会の調査報告書

タイトルは「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての調査報告 平成29年1月 消費者委員会」となっています。

目的は「公益財団法人日本ライフ協会の経営破綻を受け、今後も消費者被害が発生する懸念があるので、身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題を調査し、必要な対策を検討する」というものです。

（2）株式会社 日本総合研究所の調査報告書

表題は「平成29年度 厚生労働省老人保健健康増進等事業 地域包括ケアシステムの構築に向けた公的介護保険外サービスの質の向上を図るための支援のあり方に関す

る調査研究事業報告書 平成30年3月 株式会社日本総合研究所」です。

この調査研究の目的は報告書によれば「本調査研究の目的は、地域包括ケアシステムの構築に向けた公的保険外サービス、特に身元保証サービス等の一部のサービスにおいて消費者被害が生じた事案が発生していることを踏まえ、サービスの質の向上の観点から、実態調査を行うとともに、利用者に対する支援の在り方について検討すること」とあります。

調査対象は身元保証等高齢者サポート事業者91事業者で、回答のあったものが44事業者（回答率48・4％）。このうちから10事業者の他、類似のサービスを提供している自治体、社会福祉協議会に対しヒアリング調査を行っています。

当然のことながらりすシステムも調査を受けましたが、肝心な部分は調査結果に反映されていませんでした。

（3）みずほ情報総研株式会社の調査報告書

表題は「平成29年度 老人保健事業推進費等補助金 介護施設等における身元保証人等に関する調査研究事業報告書 平成30年3月 みずほ情報総研株式会社」です。

目的については報告書によれば「本事業では、高齢者の介護施設入所時に、施設側が入所者へ身元保証人等を求めている理由及びその実態を明らかにし、その上で、介護施設等が身元保証人等に求めている役割を分析・分類し、それぞれの役割の必要性並びにその役割に対応することが可能な既存の制度・サービスを整理することによって、今後の政策に資する示唆を得ることを目的とする」とあります。

調査対象は特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームからそれぞれ母集団数に関係なく700施設をサンプリングして4900サンプル、アンケート回収数2387件（48・7％）とあります。

サンプルのとり方にケチをつける気はありませんが、同じ高齢者居住施設でも養護老人ホームの入居方式は措置入所で、他は入居希望者と施設間の契約によるものという契約形態の異なるものと同列にサンプリングするのはいかがなものかと思います。

（4）山梨大学大学院の山縣教授が代表を務める厚生労働省研究班の調査報告書

表題は「平成29年度 厚生労働科学研究費補助金 厚生労働科学特別研究事業 医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究 平成29年度 総括・分担研究報告書 平成30（2018）年3月 研究代表者 山梨大学大学院 総合研究部 医学域基礎医学系 社会医学講座 教授 山縣然太朗」です。

研究目的は「本調査は、『成年後見制度利用促進基本計画』及び『身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議』を踏まえ、医療機関が成年後見人や身元保証人に求める役割や支援の内容、医療機関職員の制度理解の状況といった実態把握を行うことを目的とした」とあります。

研究の方法は「本研究班では、病院に勤務する医療従事者が成年後見人や身元保証

人に求める役割や支援の内容、病院職員の制度理解の状況といった実態把握を行うことを目的とし、各都道府県で６１０２施設を選別し、約３万５千の医療従事者および事務職員に『成年後見人に関する調査』と『身元保証人に関する調査』を実施した」とあります。

この研究は成年後見制度と身元引受保証に関する二つのテーマによるものですが、時節柄、身元引受保証に関する事項がマスコミ報道では特化されました。しかし、成年後見人の医療同意については今後深刻な問題として社会が取組まねばならないテーマです。

4. 身元引受保証人に求められている役割

そもそも「身元引受保証人」「身元引受人」「身元保証人」「保証人」「連帯保証人」等々と、名称すら統一されていないのに、期待される役割はほぼ共通しているものが多いのです。

下の表１は、先に述べた①消費者委員会、②日本総研、③みずほ総研、④厚労省

表１

	1. 債務保証（病院・施設等への支払いなど）	2. 遺体・遺品の引取り、葬儀	3. 緊急時の連絡先	4. 医療行為への同意	5. 入院やケアプランへの同意	6. 入転退院の手続き	7. 生存中の身柄引取り 居宅の原状回復	8. 身体拘束同意	9. 日常的な金銭管理
①消費者委員会	○	○	○	○	○		○		
②日本総研	○	○	○			○			○
③みずほ総研	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④厚労省研究班	○	○	○	○			○		
⑤リーガルサポート	○	○	○	○	○		○		
⑥第二東京弁護士会	○	○		○	○	○	○	○	○
⑦神奈川県社協	○	○	○	○		○			○
⑧愛知県半田市	○	○	○	○	○	○			
合　計	8	8	7	7	5	5	5	2	4

研究班の報告書の他、⑤公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート（平成26年10月）、⑥第二東京弁護士会高齢者・障がい者総合支援センター「ゆとり～な」（平成29年7月）、⑦社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会（平成28年3月）、⑧愛知県半田市地域包括ケアシステム推進協議会（平成26年9月作成・平成29年2月改訂）による調査研究報告書で指摘されている事項を集計したものです。

この表は8件の調査研究報告書により作成したものですが、それぞれの調査で質問形式の異なっているものを、筆者の責任で整理して作成したものです。

よって、精度の高いものではありませんが、病院、施設等が身元引受保証人の役割として求めている機能はある程度明らかにされていると思います。この表により、身元引受保証をする者に対し、名称は異なっていても病院、施設が求めている役割はほぼ共通していることが分かります。

これを見てもわかるように、身元引受保証人の役割は、利用料など債務保証と死亡時の遺体の引取りならびに遺品の引取りなど原状回復義務が全ての調査で共通しています。

次に緊急時の連絡等を求めているというのは「身元引受」との名称からもうかがえるように、特に施設の場合は当然です。

次節以降で述べているような、患者や施設入居者の人権擁護やＱＯＬの確保につながるテーマでもあります。

こんな理解も出来ます。病院、施設とすれば、患者や入居者を家族（身元引受人）からお預かりしているという意識の裏打ちでもあるでしょう。

医療行為への同意について、病院や施設もどうしても引き受けてほしいテーマです。しかし余程の事前準備がないと、家族以外の身元引受保証人として難しいテーマです。しかし必要なことです。困難を可能にする術については次節以降で詳しく述べてありますので、参考にしていただければ幸いです。

医療に係ることで、入退院手続き、入院やケアプランへの同意です。入院手続きには入院する病院に対する「身元引受人」をどうするかという問題があり、施設が勝手にできないので身元引受保証人に頼む、ということになります。入院やケアプラン、これもやっかいです。医療同意そのものですから。

身体拘束の同意は病院や施設としては最も困る問題でしょうが、身元引受人としてもそこまでは厳しいです。りすシステムの「医療上の判断に関する事前意思表示書」にもこれは入れていません。しかし病院、施設としては、患者や入居者を護るためにも必要なことです。古くて新しい問題として、今後ルール作りが必要だと思います。

身元引受保証を行う者の名称について、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートの調査では、次ページ表2のような結果が出ています。この他に契約書署名人、連帯契約者などもあります。

りすシステムで行っている身元引受保証を引き受けた人数は９５０余名おられます。

現在、このデータの集計作業を行っていますので、作業が終わりましたらこの集計

表２　公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート「病院・施設等における身元保証等に関する実態調査報告書」（平成 26 年 10 月）より

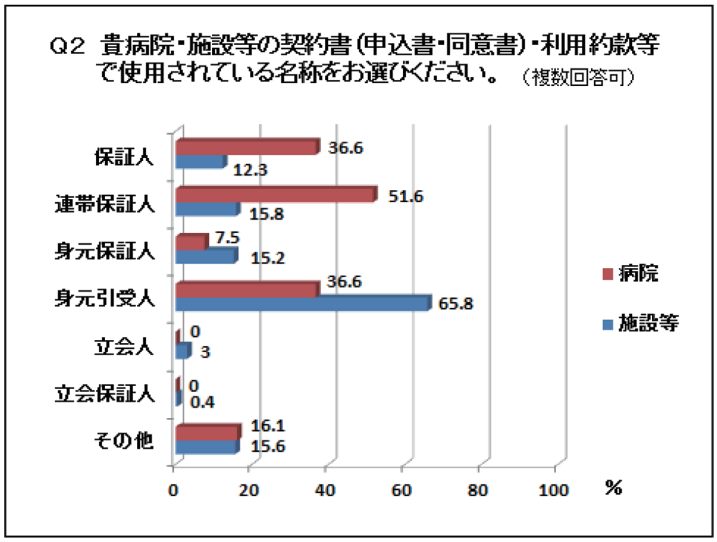

	施設等（総数=462）	病院（総数=93）
保証人	57	34
連帯保証人	73	48
身元保証人	70	7
身元引受人	304	34
立会人	14	
立会保証人	2	
その他	72	15

結果を基にして、名称と役割との関係にどんな差異があるのか等々を分析した上で、名称の統一化などの提案をしていきたいと思います。

5. 身元引受保証人を求めることは本当に法律違反か

平成29年1月31日消費者委員会「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」(以下「建議」という)の、(建議事項2)(1)で述べているように、「病院や施設の入所に際し、身元引受保証人がいないことのみを理由に、入院や入所を拒否することは法律に違反するので、そのようなことがないよう厚生労働省は措置を講じなさい」と、このような建議を行ったのです。

同じ建議書の中で「身元引受人等を求めている病院は95・9％、施設等は91・3％」とも述べた上で、これらが法律違反というのはちょっと乱暴すぎませんか。

本当に法律違反ですかネ。90％以上の病院や高齢者施設が法律違反していることを、今まで見過ごしてきたのでしょうか。

特に病院などには常時行政の立入り検査などを行っているハズですが、何か理由があって見逃してきたのでしょうか。何とも釈然としません。

２０１８年６月６日付東京新聞が「高齢者の身元保証サービス」「入所や入院時心強い味方」「業者が破綻　法整備求める声も」という見出しで身元引受保証問題を報道しました。この記事は、たまたま、りすシステムの契約者が取材対象でしたが…。これは昨年来の身元引受保証不要論に一石を投じたものです。

身元引受保証人の役割について、私の目に留まった8件の調査研究報告書がそれぞれに整理しているものを取りまとめたのが前節の表です。ここには東京新聞の見出しで指摘しているような、患者や入居者にとっての保証人の役割を取り上げていません。それは当然といえば当然のことで、調査対象は事業者ですから事業者にとって必要な身元引受保証人の役割しか表面に出ていないからです。

医療も当然、契約です。どんな種類の契

約なのか、私の知る範囲では民法上の準委任契約だそうです。準委任契約とは民法の委任契約の変形で、委任契約は事実行為を伴わない法律行為ですが、医療って手術などは典型的な事実行為で、聴診器で診察したり、各種の医療機器を使っての検査などいわゆる事実行為が多く含まれます。

しかし基本理念は人と人（患者と医師）の信頼関係による「委任」が原型だとか。一見、請負のようにもみえますが、委任ですよね。

かつて医療はパターナリズムといって、医師と患者の関係はあたかも家長とその妻や子などのように、タテ型の関係であったことは広く知られています。我が国では１９９０年、日本医師会の生命倫理懇談会がインフォームド・コンセントを「説明と同意」と訳し、患者の自己決定権を保障するものとしています。１９９７年には医療の憲法ともいえる医療法が改正され、医療における「説明と同意」義務が法制化され、今では患者と医師の関係はタテ型からヨコ型、つまり「患者参加型」へと変化しています。

りすシステムも係わっている医療事故調査制度においても、医師が患者に対し治療方針について「説明」し、患者が「納得し同意」をして行った医療行為は、不幸にして結果が悪くても「医療事故の範疇に入らない」とされています。

このように、私たち国民の医療はインフォームド・コンセントを前提にして行われており、それを支えるのが患者本人以外のサポーター、つまり身元引受保証人であることを認識した上で、医療における身元引受保証人問題に取り組まねばなりません。

ありていに言えば、死人に口なしになってはならないということでもあります。こんな今日の医療の原点ともいえる考え方は、行政官僚の方も消費者委員会委員の方も十分にご存知のことと思うのですが…。何故、はじめに結論ありきで「身元引受保証」不要論が強調されるのでしょうか。私は理解に苦しみます。

身元引受保証問題は、病院と施設を分けて考えたほうが良いと思います。まず両者に共通している身元引受保証人の役割は、金銭債務の保証、死亡時の身柄や荷物の引取りといった仕事があると同時に、患者・入居者の人権を護りＱＯＬを確保するため、必要な事柄を病院や施設に遵守させる義務、つまり「物言う身元引受保証人」でなければなりません。

病院と施設で基本的に異なるのは、施設の利用形態が措置（行政が法律に従って必要な者に必要なサービスを与える制度）から、契約によってサービスを利用するものへと大きく制度改革したため、「入居者と施設」は契約による関係ですから、何か不都合があっても行政が介入し難（にく）いということがあります。

ましてや利用契約の当事者の一員として、身元引受保証人としての身分がなければ手も足も出せないのです。医療は、我が国では国民皆保険制度を維持していますので、社会保険診療報酬支払基金というところがチェックしており、身元引受保証人の役割にも差があります。

以上のことを前提に「身元引受保証人、不要」というサービスに飛びついた結果、悲惨なことになる可能性があるのです。高齢者向け居住施設の大半は、集団的共同

表３

図表 1　都道府県別の高齢者向け施設の整備状況 [3]

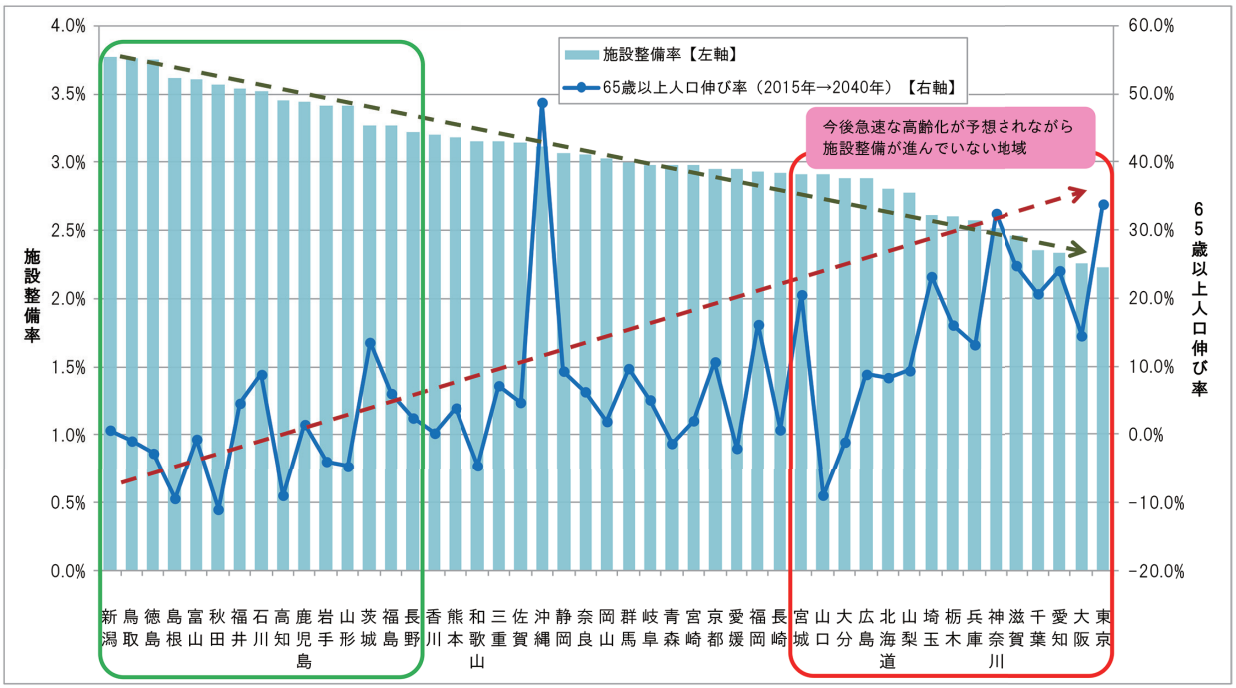

[3] 厚生労働省「平成 27 年介護サービス施設・事業所調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」

生活方式です。どちらかといえば、自由気ままに長年暮してきた入居者が、集団生活に馴染めない、あるいは職員や他の入居者からイジメにあうこともあり得ます。子ども社会のイジメは社会問題として表面化し様々な対策が講じられますが、高齢者施設でのこの種の問題は表に出てこないのが現状です。

こんなとき身元引受保証人がいないと絶望的です。子どもの場合は親権者がいます。高齢者施設でも家族が保証人になるケースが現在でも多いのですが、その家族に恵まれず施設入居した場合、先に述べたように契約当事者の一員として、身元引受保証人がレスキュー役となるのです。

6. 今後の課題

上の表３は厚労省の委託調査研究として、平成29年３月みずほ情報総研株式会社が発表した報告書に添付されているものです。図表は２０１５年を基準にして２０４０年までの全国都道府県別の65歳以上人口の伸び率と、施設整備状況をクロスさせたものです。

注目していただきたいのは、右側の赤線で囲んである部分の東京都と神奈川県です。

このデータから読み取れることは、特に東京、神奈川などでは高齢人口の高い伸びに対し、施設整備率が低いので施設は足りなくなり、私たちが施設を利用する際には施設側の売り手市場ということです。

さらに深刻なのは、平均寿命が女性89・55歳、男性82・8歳と約2歳伸びることに加え、２０４０年の生涯未婚率は39・３%

になると予測され、この伸びにより家族を「つくらない」あるいは「つくれない」人が増加し、施設入居需要の伸びが追い打ちをかけることが予測されます。

今後、「家族」というセーフティネットは、崩壊局面を迎えることは必然と考えねばなりません。となれば、それに替わるシステム構築が求められます。このような認識があるか否かは定かではありませんが、「建議事項」の結論として次のような点を指摘しています。

10　前記9において必要な措置を検討するに当たっては、例えば以下の内容が考慮されるべきである。

（1）契約内容（解約時のルール等）の適正化、費用体系の明確化（モデル契約書の策定等）

（2）預託金の保全措置

（3）第三者等が契約の履行を確認する仕組みの構築

（4）利用者からの苦情相談の収集、対応策、活用の仕組みの構築

（平成29年1月　消費者委員会報告）

私はこれらの指摘は時機を得たものだと思います。この問題の今後の見通しとしては、（1）（4）はそれほど難しい問題ではないと思われますが、（2）（3）は一筋縄ではいきそうにありません。この二点はりすシステムを立ち上げた25年前既に構築し、現在、運用している取組みでもあります。

25年前、生前契約という仕組みを立ち上げた時の基本認識は、このプロジェクトは「情報と金融」を基本とするものであるということでした。死後事務については当然ですが、生前事務も事前準備が重要です。

その代表的なものは「医療上の判断に関する事前意思表示書」です。身元引受保証人に期待される役割として重要なテーマである「医療同意」は、事前準備なくしては成立し得ない問題です。人の生死に係る判断を、何の準備もなく第三者に委ねられてもどうしようもないのが現実です。

心身ともに健康なときに自分自身の生死に係ることについて思索し、その対応を書面にして残す作業は結構しんどいものですが、このしんどさを乗り越え、万全の準備をしておいてこそ、ベストなサポートを受けることが可能となります。

さらに重要なことは、日常のサポートの中で、契約者本人と生前契約アドバイザーが、共同作業としてつくり上げた重要な個人情報の機密保持に万全を期し、且つ必要なとき、例えば医療を受けるときには的確に活用できるシステムの構築とその運用が重要です。これこそが、りすシステムの契約家族づくりを支えている最も重要な取組みです。

もちろん、死後事務の「企画書」についても情報管理が重要です。さらにこれらの個人情報は、気持ちが変わったらいつでも変更可能な仕組みとすることが必須要件となります。常に最新の意思表示を真正なものとして取り扱うルールも、りすシステムは確立しています。

悩みもあります。「個人情報の秘匿性」とサポート業務における「情報取り出しの迅速性」は二律背反の関係にあります。このバランスを維持することに苦心があるのです。今日まで、スタッフの倫理観の高さと取扱いルールの確実性に支えられ、個人

情報の漏洩によるトラブルゼロをキープしています。関係者に対し感謝の気持ちでいっぱいです。

現在りすシステムの契約者は３５００名ほどで、今後１万人、10万人、否１００万人にもなったときのシステムのあり方が悩みの種ですが、最新のＩＣＴ（Information and Communication Technology〈情報通信技術〉）と人間の叡智を結集し、そのプロジェクト実現へ向け試行中です。

生前契約という仕組みは「自己決定により自己責任で完結」することが大原則ですから、当然のことながらこれに要する原資は自己責任によらなければなりません。

問題は我が国の法制度では死者の金銭支払い権限を認めていないことです。従って、サービスの対価がいずれかの方法で死後にスムーズに事業者に支払われる仕組みづくりが重要ですが、今に至るも満足のいく仕組みづくりに成功しておらず、苦悩の日々が続いています。

実は、死者がお金を支払う制度が我が国にない訳ではありません。「信託」という制度ですが、これは死後事務費用１人当たりの金額を50万円、１００万円など少額を想定した制度ではないため、現行の信託銀行での取扱い対象にはなり難いという問題があります。

しかしこの問題は風雲急を告げている今日、関係者の衆知を集めプロジェクトを立ち上げ取り組んでいます。25年の間に培った、失敗や苦労の経緯から創り出した生前契約という仕組みを今こそ広く社会に提供し、社会に役立たせることができる大きなチャンスが到来したと感じています。

個人情報を管理し、原資の準備システムは整ったけれど、これだけで十分という訳にはいきません。「死人に口なしを許さない」という業務監視システムの構築が必要です。

りすシステムの生前契約は、ＮＰＯ日本生前契約等決済機構（以下「決済機構」という）という機関を構築し運用しているので、一定の社会的信頼を得ていると自負しています。

現在、決済機構はりすシステムが受託した契約についてのみ機能していますが、私が決済機構を立ち上げた意図は、りすシステムの生前契約と同じようなプロジェクトを運用している多くの法人等に、この仕組みの利用を促すことでした。

しかし組織は生き物です。私は決済機構運営の全てから退き、立派な方々に託しました。その結果、創立時に描いた形態とはかけ離れました。そのため、りすシステム専用の監視機関を多種多様な業態の法人等に活用してもらうには無理がありそうです。従いまして今後、時代の要請に応えるための新たな仕組みづくりが必要となることは、やむを得ないと思います。

81歳を過ぎた老人が何を今さら…といった感はぬぐえませんが、今、私がやらねば何時、誰が…という気概を持って臨む所存です。

改めて、時代の要請とは何でしょうか。「家族の革命」といっても良いかも知れません。今日の家族も法律上特段の根拠もなく機能しているのです。生前契約は家族づくりの契約だと言いつつ、常に私の中では、「法律上何ら決まりごとのない家族って、いったい何なんだ」と悩み続けています。

そんな折、法学者で民法学の権威である

故星野英一先生が論文（『家族〈社会と法〉1998 NO14　論説　家族法は個人関係の法律か、団体の法律か』日本家族〈社会と法〉学会）の中で、戦後大幅な民法改正作業で中心的な役割を果たした我妻栄、中川善之助両先生は、家族の法律的位置づけ等の作業に「手がまわらなかったのではないか」と同時に、明治民法の家族制度からの脱却が民法改正の最重要課題であったことから、「家族」を持ち出すと旧家族制度への回帰を求める人々からの、改正に対する圧力もあっただろうという趣旨のことを述べておられます。

因みに憲法第24条は「家族生活における個人の尊重と両性の平等」のタイトルで規定しており、「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない（※色付け筆者）」とあります。

これは「家族」に関する法律をつくることを予定し、その際には「個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して法律を制定しなければならない」と読めます。

星野論文の「手がまわらなかった」発言に憲法第24条の条文を重ね合わせると、家族や家族に係る規律等についての法律がないことも、何となく納得できました。そこで私は吹っ切れました。法律の決まりはなくても「家族は家族なんだ」これで良いではないかと。

ですが、「何となく家族」が機能している間は良しとして、今後その「何となく家族」の恩恵に浴せない人々はどうすれば良いのか！

現在、「契約家族」に明確な概念規定はなく、「何となく家族」の域を出ないのです。従来の何となく家族はそれなりに法律があるのです。例えば婚姻や親族の規定などの枠組みを共通事項として理解できたからこそ、戦後民法改正から70余年、特段の疑問を呈するものがあっても「家族は家族なんだ」と言えば通用してきたと思います。

ところが契約家族については、漠とした概念すらありません。「契約」という言葉は慎重に使わねばと思いつつ、「契約家族」というフレーズを私自身使っていることに後ろめたさを常に感じています。

契約家族の基本理念は憲法第24条に依拠することが前提でなければならないと考えています。今後「いわゆる家族」に代わる家族はどんなものが望ましいのでしょうか。それは現行民法等の法律の枠の中で確立できるのか、これからが大仕事です。多くの皆さまの叡智を結集して22世紀を迎えても制度疲労しないものを創り上げる責務が、私たちにはあると考えています。

新しく生まれるであろう「身元引受保証等高齢者サポート事業」監視機関は、契約家族理論構築の中核的役割を担うものでなければなりません。

本年、りすシステム創立25周年は、生前契約運動、その第2幕の幕明けだと期待に胸を膨らませています。

関係各位のさらなるご支援、ご指導を心からお願い申し上げます。

りす友おたより紹介コーナー

7月16日開催、日本水彩展地方巡回展〈神戸展〉鑑賞会に参加くださった方々からお便りをいただきました。ご紹介いたします。

毎号送られてくる「りす倶楽部」の巻頭画を拝見していて、タッチの優しさや日本の原風景を描いておられるのを見て、どんなお方だろうと思っていましたが、実際にお会いして、さもありなん。

このご本人がおられての優しい絵なんだと、納得させられた出会いでした。ありがとうございました。

兵庫県　國吉　まち子様

十六日は福井大海先生のご配慮により、出品作家の先生方ご本人から製作のご苦労や想いを伺いながらの贅沢な作品鑑賞。プラス素敵なおみやげ！暑さも吹っ飛ぶ至福のひと時を過ごさせていただきました。

来年が待ち遠しいです。皆様のご苦労に感謝。ありがとうございました。

兵庫県　H・I様

朝目覚めると勢を増してきた蝉の声に夏の盛りを感じます。

「日本水彩展」鑑賞会ではお世話になりまして、誠に有難うございました。

今回は「光と影」がテーマということで、一点一点の作品について、丁寧且つ具体的にユーモアを交えた福井先生のご説明は分かりやすく、興味深く鑑賞することができて嬉しく存じます。

懇親会では皆様とご一緒に和やかなひとときを過ごせて喜んでおります。

福井先生は絵についてお話くださるだけでなく、一枚の絵が完成する過程を実際にその場で描いて見せてくださいました。先生の筆の動きや色づかいをじっと見つめてしまいました。貴重な機会を有難うございます。

また素敵な絵葉書を頂戴しましたので、早速飾っております。

遅くなりましたが、先日の地震では安否確認のお電話を頂きまして有難うございました。りすシステム会員であることで、心強く安心して日々を過ごせます。談話サロンや催しを通じての出会いもございますし感謝申し上げます。

北日本支部の石塚様は、西日本支部の応援に来てくださる機会があるとの由で嬉しく存じます。

酷暑の折柄、呉々も御自愛の程お祈り申し上げます。

兵庫県　M・M様

初めて参加させていただきました。

福井大海先生のウィットに富んだ絵画のご説明で、いつもは唯美しいなと思ってみていた私に、いろんな観方を教えていただき、充実した一日を過ごさせていただきました。

先生が私たちの目の前で描かれる絵を見せていただくだけでも至福の時間でしたのに、その絵を私が独り占めすることになり、会員の皆様への申し訳なさ以上に、嬉しくて嬉しくて思わずはしゃいでしまいました。

帰宅してすぐに食卓に飾り、明日から毎日楽しく鑑賞させていただき、大切にしたいと思っています。

最後になりましたが、福井大海先生、杉山代表はじめスタッフの皆様、会員の皆々様、あたたかい笑顔をありがとうございました。

兵庫県　T・Y様

6月8日（金）東京都美術館での鑑賞会

上野展

7月1日（日）せんだいメディアテークでの鑑賞会

仙台展

7月16日（月・祝）兵庫県立美術館での鑑賞会

神戸展

なんでも談話室だより

りすシステム　生前契約スーパーバイザー　黒澤淑子

6月19日（火）東日本支部

梅雨の貴重な晴れ間。早くから入口の自動ドアーが何度もオープン。皆さん出足が早い。

前回の「薬の話」続編で始まる。長い時間、待って診察。処方された薬を飲む。もちろん効果を信じて。結果が出る前に他に影響が出る。副作用等々、情報の多い中での不安は何倍にもふくらむ。同じ口から入る物でも、食物なら体は喜び方が違うかも。談話室で自分の元気を確認する。声を出して喋る、笑う。この齢になってと思うけど、識る事が沢山あるんです。

通販で食品を買い、お部屋に一杯、テレビでおなじみの商品が積まれていても、ご本人の体調は「栄養失調」。〈見てちゃ駄目〉なんです。お腹に納めましょう。

お手持ちの「御昼食」をエネルギーにしたところで、契約時に作成した「遺言公正証書」へのご質問に答え、一同「参考」書類を読み、ご自身のための公文書を理解する。

「聴こえるふりは危険サイン。難聴が認知症の原因に…」とは、本日配った資料の見出しですが、以前作成した公証役場での緊張感を思い出されたか、説明の聴きとりは充分でした。

7月19日（木）東日本支部

とにかく連日暑いです。身体の腸子（ちょうし）は如何ですか。「快腸です」「暑さで食欲ないわね」「納豆は調理なしで便利よ」「オリーブオイルがいいのよ」「何にでもオイルを何滴かプラスするのよ」「え？オイルを生で…？」。

小豆島やスペインの産地へ話が飛ぶ。「私にはオリーブと云えばポパイ。一世紀も前の話かな！」快腸の秘策は人に依って様々。スタッフから、体調が悪くないのに急に食欲がなくなり、おかしいと思っていたら、それが病気発見の端緒を担ったとの話があり、毎日の生活への気配りを学んだところで、元気の基の栄養と水分の補給時間。

次は緩和ケアについて。ホスピス希望なら、病名告知は必ず受けるのが条件。今は考えの及ばないことですが、相談窓口はりすシステムです。

そして「お墓」の話に。りすシステムの企画書に「死後は、この様にする」と記入しました。松島理事長は、代々のお墓は「負の相続財産」と言われましたが、当時は理解不足でした。

最期を迎えるまでは大変です。先ずこの暑さをどうしよう？

《お知らせ》

どの支部の行事でも参加できます。事前に連絡ください。

東日本支部　暮らしのよろず相談会

▽日　時：9月20日（木）10時～16時
　　10月20日（土）10時～16時
▽会　場：北の丸グラスゲート1階
▽担　当：
　森　妙子（消費生活アドバイザー
　　生前契約スーパーバイザー）
　松島如戒（不動産コンサルタント）
　杉山　歩（NPOりすシステム代表理事）
　末藤康宏（りすネット不動産事業部　部長
　　宅地建物取引士
　　福祉住環境コーディネーター）
▽締　切：1週間前までにお申込みください

東日本支部　法律相談

▽日　時：9月18日（火）13時～15時
　　10月18日（木）13時～15時
▽会　場：北の丸グラスゲート5階
▽担　当：長谷川範子 弁護士
▽締　切：1週間前までにお申込みください

東日本支部　りすセンター新木場見学会

▽日　時：9月12日（水）13時30分～
　　10月12日（金）13時30分～
▽締　切：前日までにお申込みください
※新木場駅から送迎の用意があります
※Ai（死亡時画像診断）装置の見学もできます

西日本支部　談話サロン

▽日　時：9月23日（日）12時～14時
　　10月23日（火）12時～14時
▽会　場：西日本支部事務所
▽参加費：500円（軽食をご用意します）
▽締　切：3日前までに
　　お申込み下さい

西日本支部　法律相談

▽日　時：9月19日（水）13時～15時
　　10月17日（水）13時～15時
▽会　場：西日本支部事務所
▽締　切：1週間前までにお申込み下さい
※定員になり次第、締め切ります

大分支部　うたごえサロン

▽日　時：9月25日（火）13時～15時
▽会　場：カラオケLAGULAGU
▽参加費：600円
▽締　切：9月23日（日）

第106回 日本水彩展 地方巡回展 鑑賞会＆お茶会

仙台展	7月1日（日）	会場：せんだいメディアテーク（終了）
神戸展	7月16日（月・祝）	会場：兵庫県立美術館王子分館 原田の森ギャラリー（終了）
広島展	8月12日（日）	会場：福屋八丁堀本店（終了）
松山展	**9月9日（日）**	**会場：愛媛県美術館**
熊本展	**10月7日（日）**	**会場：熊本県立美術館 本館**

■ 13：00 開始
■参加費 1,000円（お茶代）
※りすシステム代表の杉山も参加します

ニュージーランド撒骨の旅

恒例のニュージーランド撒骨の旅。本年も、谷田貝光克先生（東京大学名誉教授、NPO農学生命科学研究支援機構理事長）、谷本丈夫先生（宇都宮大学名誉教授、牧野植物同好会会長）にご案内いただきます。ご参加をお待ちしています。

日程　12月9日(日)～15日(土)

旅費　35万円（予定）

締切　9月30日　締切りせまる！

9日	東京（成田） 18：30発	第一ターミナル16：30集合 オークランドへ
10日	オークランド ⇒ クライストチャーチ	リトルトン港で撒骨 ローズガーデン見学 〈クラウンプラザ〉泊
11日	クライストチャーチ ⇒マウントクック	テカポ湖散策 〈ハーミテージ〉泊
12日	マウントクック	マウントクック国立公園 終日観光 〈ハーミテージ〉泊
13日	クイーンズタウン空港 ⇒オークランド	ボタニックガーデン散策 〈スタンフォード・プラザ〉泊
14日	オークランド	ティリティリ・マタンギ島散策 〈スタンフォード・プラザ〉泊
15日	オークランド ⇒ 東京（成田） 16：55着	通関後解散

※スケジュールは変更になる場合があります

火渡祭・神農祭

お申込み・お問合せ
0120-889-443

日程　11月22日(木)～23日(金・祝)

参加費　60,000円

11月22日　11：25 大分空港着、空港にて昼食
14：30 植樹、しいたけ収穫
16：00 ゆふいんホテル 秀峰館着
11月23日　8：00 神農さん行事　9：00 寄附者銘板の除幕式
10：00 柴燈大護摩供・火渡り　12：00 昼食・散策
14：00 大分空港へ向け出発

宿泊　由布岳が最も美しく眺められる田園地帯に佇む
ゆふいんホテル 秀峰館
〒879-5102　大分県由布市湯布院町川上2415-2

セコム・ホームセキュリティのご案内

日頃から健康や防犯に気を付けていても、突然何が起こるかわかりません。りすシステムが推奨する「セコム・ホームセキュリティ」は、24 時間 365 日休みなく、あなたの「もしもの時」に対処します。救急通報、センサーによる安否見守りサービス・防犯・火災・非常通報等に対応し、電話の応答がない場合はセコム株式会社の緊急対処員がただちに駆けつけます。異常があった場合には 119 番と同時にりすシステムに連絡が入ります。いのちと暮らしを守るため「セコム・ホームセキュリティ」の設置をお勧めします。

セコム説明会のご案内

東京

【日時】　9 月 15 日 (土)　12：30 ～ 13：00
16：00 ～ 16：30
9 月 21 日 (金)　15：00 ～ 15：30
10 月 15 日 (月)　12：30 ～ 13：00
16：00 ～ 16：30
10 月 19 日 (金)　15：00 ～ 15：30

【会場】ＮＰＯりすシステム 北の丸グラスゲート 1F
東京都千代田区九段北 1-4-5
【最寄駅】東京メトロ半蔵門線・東西線・都営新宿線
「九段下」駅 (3･5･7 番出口) 徒歩 5 分

【日時】　9 月 12 日 (水)　10：00 ～ 11：00
10 月 12 日 (金)　10：00 ～ 11：00
【会場】りすセンター新木場　東京都江東区新木場 4-6-13
【最寄駅】東京メトロ有楽町線・ＪＲ京葉線・高速りんかい線
「新木場」駅よりバス 8 分
※新木場駅から送迎の用意があります
※参加希望の方はご連絡ください

名古屋

【日時】9 月 10 日 (月)　14：00 ～ 15：00
【会場】ＮＰＯりすシステム中部日本支部
名古屋市中村区名駅 3-13-28　名駅セブンスタービル 1211
【最寄駅】ＪＲ「名古屋」駅徒歩 5 分
※参加希望の方はご連絡ください

大阪

【日時】　9 月 7 日 (金)　12：00 頃～ /15：30 頃～
10 月 7 日 (日)　12：00 頃～ /15：30 頃～
10 月 23 日 (火) 14：15 ～ 15：00
【会場】ＮＰＯりすシステム西日本支部
大阪市北区東天満 1-10-14　MF 南森町 2 ビル 4 F
【最寄駅】地下鉄谷町線／堺筋線　「南森町」駅徒歩 3 分
ＪＲ東西線　「大阪天満」駅徒歩 1 分
＊生前契約説明会・談話サロン終了後、セコム担当者が機器の操作方法、契約時や月々の費用、工事について等の説明をいたします。参加希望の方はご連絡ください。

説明会参加お申込みは下記までご連絡ください
りすシステム　0120-889-443

急病時などは、ペンダント型の「マイドクター」を握るだけで、救急信号がセコムに伝わります。

室内の人の動きをセンサーで確認。一定時間動きが確認できなければ、異常事態が発生したと判断し、セコムが対応します。

私たちが担当します！

坂本 はるか
（さかもと はるか）
アシスタント
■出身地：
島根県隠岐の島
■趣味：カラオケ
ピアノ、旅行
■性格：明るい

土屋 美幸（つちや みゆき）
■出身地：埼玉県朝霞市
■趣味：季節の植物めぐり
ヨガ、森林浴
■性格：マイペース
素直

ご自宅でお困りごとやご不安はございませんか？セコム・ホームセキュリティで皆様の安心・安全な暮らしのサポートをいたします。使い方はとっても簡単！お気軽にご相談ください。

セコム・メディカルクラブ

耳より情報！

セコムでは契約された方への生活安心サービスとして「セコム・メディカルクラブ」を設けています。24 時間 365 日豊富な経験を持つ看護師が対応する電話健康相談サービスや、医療機関情報の検索サービスなど、健康に役立つ情報を契約者の方々に提供しています。わざわざ病院に行くほどではないけれど、健康上のちょっとした不安があるときなどこのサービスをご利用ください！

支部活動記

北海道・北日本支部

▼持病のこともあって自宅での一人暮らしが不安になり、介護付有料老人ホームへ入居することになったHさん（67歳・女性）。

入居の際の身元引受保証の依頼があり手続きに伺ったところ、施設から「法人の身元引受保証は初めてなので、どのような団体か説明して欲しい」と言われました。

改めてりすの資料を持参し、これまでの保証実績を説明、納得していただきました。

その後、引越し業者の手配、家の片付け、荷造り、不用品処分のサポートを行いました。自宅は売却することとし、りすネットの不動産事業部が対応しています。

▼自宅で自立生活をしているJさん（87歳・女性）ですが、最近、視力・聴力・足腰の筋力の低下、息切れ、頻尿など身体の不具合が増えたそうです。

安心して生活できる住まいへの転居を検討しているとのことで、先日、Jさんと地域包括支援センターのスタッフ、りすシステムで今後のことについての話し合いをもちました。

施設に入るには必ず介護認定が必要だと思っていたJさんに、施設の種類により入居条件が違うことを説明したところ、「介護認定を受けなくても、入れるところがあるなら入りたい」とのことでした。後日、希望に沿う施設の資料を地域包括支援センターのスタッフが持参してくれることになり、施設見学の際は、りすのスタッフが同行することになりました。

施設の入居条件は種類によって様々です。入居を検討されている方はご相談ください。

東日本支部

▼Tさん（76歳・女性）が外出先で倒れ、救急搬送されたとの一報を受け、搬送先の病院へ向かいました。検査の結果、持病の薬を飲んでいないことが原因と思われるので、早めにかかりつけ医を受診するようにと言われ、この日は帰宅しました。

翌日、訪問したところ、室内からTさんの弱々しい声が聞こえるだけで電話にも出ません。管理人がスペアキーを預かっていなかったのでベランダに回り、開いていた窓から室内に入りました。物が散乱している状況の中、玄関で倒れているTさんを発見し、かかりつけ病院の救急隊を要請しました。

持病の悪化が著しかったTさんは現在入院中ですが、病状も安定したので、近日中に、退院後の生活をどうするかについて、本人、病院の相談員、りすのスタッフで話し合いを持つ予定です。

Tさん宅には緊急通報装置が設置されていましたが、設置場所まで行って自分でボタンを押すタイプでした。

このタイプの場合、緊急時にボタンのある場所まで移動できればよいのですが、倒れたまま動けず、このケースのように助けを呼べないこともあります。

りすシステムが提携している「セコム・ホームセキュリティ」では、人の動きをセンサーで確認します。一定時間動きがなければ、自動的にセコムへ連絡が入ります。セコムが電話しますので、応答がなければ緊急対処員が駆けつけます。また、ペンダント型の「マイドクター」を身に着け、何かあった際にはこれを握れば、救急信号がセコムに送られます。

詳細は18ページ「セコム・ホームセキュリティのご案内」を参照ください。

中部日本支部

▼お墓の継承者がいないSさん（80歳・女性）は、両親、自身、そして可愛がっていた猫も一緒に入れる永代供養墓を長年探していましたが、数年前、条件に合った都内のM霊園を見つけ、りすシステムのサポートにより契約しました。

自身の体調不良などがあり改葬手続きに時間を要しましたが、この度手続きを終え、両親と愛猫の納骨日時が決定。中部日本支部と東日本支部で連携し、納骨サポートを行いました。

当日、新幹線に乗り込み東京駅に着いたSさんをホームで出迎え、予め用意していた車椅子で介護タクシーへ。1時間半ほどでM霊園に到着しました。

Sさんは広々とした霊園と自身のお墓を満足げに見つめます。住職に読経してもらい、納骨の儀は滞りなく終了。墓石に猫の彫刻をしてもらうそうで、楽しみが一つ増えたとおっしゃるSさんでした。

後日、納骨の際に撮影した写真をSさんに送付しました。今後もお墓参りの際には、サポートが必要となります。

西日本支部

▼可愛がっていた猫を亡くして以来、物忘れが顕著になってきたYさん（79歳・女性）から、「1人暮らしが不安になったので施設に入ろうと思う。探してほしい」との依頼がありました。

資金面も考慮しながら資料を取り寄せ、条件にあった施設の体験入居を経て、サービス付き高齢者向け住宅に入居。デイサービスを利用しながら、しばらくは穏やかに過ごしていました。

入居から3ケ月ほど経ったある日、Yさんのことで相談したいと施設から連絡があり訪問したところ、「Yさんが体調不良を訴え、深夜に宿直室まで来て歩行用の杖を振り回すなど、騒ぎが起きました。幸いけが人はいませんが、契約上、暴力沙汰は退去もやむなしとなります」と言われました。

Yさんに事情を聞いたところ、頻尿がひどく、眠れなくなってイライラがつのった、申し訳なかったとのことでした。その旨を施設側に伝え、施設の紹介のクリニックに処方してもらった薬を服用したところ、ひとまず病状が安定し一安心しました。

後日、Yさんの今後について、ケアマネージャー、施設スタッフと話し合い、ご本人の希望に添いながら、ヘルパー同行の買い物や、ティータイムの外出などを織り込んだサービス計画を作成してもらうこととしました。

Yさんが穏やかに暮らしていけるよう、サポートを続けます。

中国支部

▼「長男の嫁として家をしっかり守ってきましたが、主人が亡くなり子どもがいないので、私の代で墓じまいをしようと思います。すべてが終わるまで一苦労ですが、解決したら企画書の見直しをします」とおっしゃっていたDさん（70歳・女性）。

その後どうなったのか気にしていたところ、先日明るい声で「やっと片づきました！」と電話をいただきました。

墓じまいとなれば、親類縁者から反対もあり、思うように進まなかった様子。関係者一人ひとりを訪ね歩き、納得してもらうのに数年。さらに、墓を守ってくれているお寺に何度も足を運び、話し合ったそうです。

「少しでも動けるうちにと頑張りました。もっと早く対応しておけばよかったとも思いましたが、何とか墓じまいできました。

次は企画書の見直し、書換えで

す。これが終れば本当に落ち着きます」とおっしゃるDさん。近日中に面談にお越しになる予定です。

▼遠く離れた故郷のお墓がずっと気がかりだったというTさん（72歳・女性）。

墓そうじもお参りもままならず、気になって夜も眠れないこともあったそうです。お兄さんに墓じまいをするようお願いしましたが、同じく遠方に住んでいて体力的に無理と言われ、途方に暮れていました。

しかし、このままではいけないと行動を起こしたTさん。「まずは兄を説得して一緒に菩提寺に行き、ご先祖様に納骨堂に移ってもらい、永代供養の手続きをしました。お墓はお寺さんにお返しました。自分の入る居場所も決めることができて安堵しています」と、晴れやかなお顔でご連絡くださいました。

後日Tさんから、死後どのようにしたいかなどを綴った手紙と、新しい企画書が届きました。

墓じまいには役所の手続きや費用が必要で、兄弟姉妹や親戚の方の同意を得なければなりません。墓じまいを考えている方はご相談ください。

また、企画書や医療上の判断に関する事前意思表示書の内容を見直したい方、諸手続参考資料表の項目の追加・削除をしたい方は、いつでもご連絡ください。

九州支部

▼本誌252号で紹介したHさん（91歳・女性）のその後です。

住宅型有料老人ホームに入居し、併設の病院に入院中のHさんですが、入院費とホーム利用料の二重支払いの問題もあり、ホームは退去しました。

保有したままの自宅は民生委員と協力し、定期的に通風、清掃、庭の草取り、剪定を行っています。

そんなHさんが別の病院へ救急搬送されたのは2ケ月程前のこと。血液検査の結果が思わしくなく、医師に「何もしなければ時間の問題です」と言われ、本人の意思を確認して緊急手術を行い、一命を取りとめました。

1週間ほどで状態が安定し、元の病院へ戻りましたが、今回はあくまでも応急処置で、年齢、体力的に、長年患っている膵臓がん摘出や抗がん剤治療は難しい状態です。

主治医から、緩和ケア病棟のある病院へ転院をすすめられましたが、本人の希望で転院はせず、このまま様子をみることになりました。

甘いものが大好きなHさんのため、面会には甘味を持参します。冬場はぜんざいのリクエストが多く、最近はもっぱらのど越しのよいゼリーやプリンです。アドバイザー2名で伺い、ひとりがスプーンで口に運び、もうひとりが嚥下状態（飲み込み）を確認しながら、ゆっくりと召し上がっていただきます。

「とてもおいしい。ありがとうございます」と、か細い声ではありますが、満面の笑顔のHさん。

面会前に甘味を持参してよいか病院へ確認しますが、今日はダメですと言われると、こちらもがっかり。

そのような時は、茶道の先生をしていたHさんに興味を持っていただけるような話題を提供します。帰り際、今回は甘味を持参できなかったことをお詫びし、次回のリクエストを伺います。

このまま痛みのない入院生活が続くようにと願いつつ、今後も契約家族として、しっかりとHさんを支えていきたいと思います。

大分支部

▼Fさん（75歳・女性）が説明会に来られたのは4月下旬のこと。

すぐにでも契約したいと言われ、5月の連休に帰省する娘さんや息子さんにりすシステムのことを説明してから手続きに入ることになり、契約申込みの必要書類をお渡ししました。

5月に入ってFさんから電話があり「実はステージ4のがんを患っています。延命治療は受けず、最期はホスピス病棟のあるO病院でと決めています。痛み止めを服用しながらの生活なので、早く契約したいと思います」とのことでした。

そこでFさん宅を訪問し、申込みと同時に公正証書作成手続きに入ることの出来る「総合保証パック」を説明しました。

翌日Fさんから、「薬が合わないので、今日からO病院に入院し薬の調整をします。入院中に公証人の先生に出張してもらい、公正証書の作成をお願いしたいのですが…」との電話があり、公証役場と打合せて出張作成日を決めました。

その後役場から、診断書を提出するよう求められたので主治医にお願いしたところ、「薬の調整で入院したばかりなので、今の段階では診断書の作成はできない」と言われました。

外出許可はもらえるとのことだったので、公証役場に出向くことにし、翌週、公正証書の作成をすることが出来ました。「こんなに早く契約ができて本当に良かった。ありがとうございます」とほっとした様子のFさんでした。

6日後、Fさんから「緊急連絡カードが届きました。病状がよくないので、企画書と医療上の判断に関する事前意思表示書の作成を急ぎたいと思います」との電話があり、病室を訪ねました。

病状はかなり進行しており、食事がほとんど取れず、点滴を受けている状態でした。「子どもたちに迷惑をかけたくないので、りすシステムに一任したい」とおっしゃるFさんの言葉をお聞きしながら書類の代筆を進め、数日後には娘さんにも同席してもらって書類を書き上げました。

6月中旬、企画書の内容確認のため訪問した際にはFさんにお会い出来ませんでした。眠っていることが多くなり、ほとんどしゃべらなくなったとのことで、この日は娘さん、息子さんとお話しました。通夜・葬儀は菩提寺にお願いすることとし、翌日、その旨を住職に伝え快諾いただきました。

Fさんが亡くなったのは、そのわずか数日後のことでした。

通夜はご希望通りの花祭壇、白いフレームの遺影、そしてお棺の上には真紅のバラの花束。会場にはFさんが好きだったジャズ（娘さんがご用意）のメロディーが流れ、娘さんの愛犬も家族の一員としてFさんとお別れしました。

住職は、F家とのお付き合いや月参りに伺った際のエピソードなど話され、Fさんの温かいお人柄が偲ばれました。やはり菩提寺にお願いしてよかったと、涙ぐんでいた娘さんのお顔が印象的でした。

娘さんも息子さんも、Fさんから聞いて初めてりすシステムのことを知ったそうです。母の決めたことだからと、りすとの契約を承諾したそうですが、「りすさんと出会えて本当に良かった。ありがとうございました」と、2人のお子さんから感謝されました。

Fさんとのお付き合いは2ケ月足らずでしたが、温かい家族・親族の見守る中、希望通りのお見送りができて本当に良かったと思います。

Fさん、どうぞ安らかに。

地球に恩返しTシャツ・ポロシャツ

カラフルでかわいいロゴ付きの〈特製 T シャツ・ポロシャツ〉です。お買い上げ金額の一部を、りすシステムから「地球に恩返し基金」へ寄附いたします。ご協力よろしくお願いいたします。通信販売も承ります。ご希望の方は 0120-889-443 までご連絡下さい。

T シャツ

■定　価：2,000 円（税・送料込み）■サイズ：S・M・L
■カラー：ホワイト・ピンク・イエロー・ライトグリーン・ライトブルー

ポロシャツ

■定　価：2,500 円（税・送料込み）■サイズ：S・M・L・LL・3L
■カラー：ピンク・ネイビーブルー

地球に恩返し運動について

私たちの生命を育んでくれている地球 !! このやさしい地球に少しでも恩返しをして、次世代に美しい地球を残しませんか。皆さまのご寄附で「地球に恩返しの森」に植樹ができ、銘板にあなたのお名前が刻まれます。

※匿名希望の方は、振込用紙の「通信欄」に「匿名希望」と、ペンネーム希望の方は 「ペンネーム」を明記の上、「ご依頼人欄」には必ずお名前をご記入ください。

NPO りすシステム
NPO 地球に恩返しの森づくり推進機構
地球に恩返し運動本部
連絡先：TEL.03-5215-2383

地球に恩返し基金振込先

●郵便局から振り込む場合
郵便局口座番号：00140-7-743432
加入者：地球に恩返し基金

●他行からゆうちょ銀行に振込む場合
店名：〇一九（ゼロイチキュウ）
種目：当座　口座番号：0743432
加入者：地球に恩返し基金

「地球に恩返し基金」に寄附をいただき、ありがとうございました

穴沢 道行さん	（東京都板橋区）	佐々木 婦美子さん	（神奈川県川崎市）	平井 光子さん	（埼玉県ふじみ野市）
磯村 健二さん	（東京都目黒区）	田宮 ツヨさん	（東京都板橋区）	舟橋 正郎さん	（神奈川県横浜市）
磯村 桂子さん	（東京都目黒区）	遠田 和子さん	（東京都板橋区）	丸山 明さん	（東京都豊島区）
伊藤 みよ子さん	（埼玉県川越市）	中野 康雄さん	（東京都調布市）	森川 喜久枝さん	（兵庫県尼崎市）
奥田 幸子さん	（東京都板橋区）	西山 節子さん	（東京都板橋区）	渡部 正宏さん	（東京都北区）
酒井 均さん	（東京都目黒区）	原見 公子さん	（東京都江東区）		

匿名 4 名　50 音順

※ 2018 年 6 月 1 日 ～ 7 月 31 日の期間、21 名の方から寄附をいただきました。
※磯村 健二さん、磯村 桂子さんが 1000 ポイントを達成されました。

● なんでも談話室 ●

◎なんでも談話室は、開催時間中なら いつでも自由に参加できます。

北海道支部	日時： 9 月 6 日（木） 11 時～ 15 時	会場：北海道支部事務所
	日時：10 月 6 日（土） 11 時～ 15 時	会場：北海道支部事務所
北日本支部	日時： 9 月 30 日（日） 11 時～ 15 時	会場：北日本支部事務所
	日時：10 月 30 日（火） 11 時～ 15 時	会場：北日本支部事務所
東日本支部	日時： 9 月 21 日（金） 11 時～ 15 時	会場：北の丸グラスゲート 1 階
	日時：10 月 19 日（金） 11 時～ 15 時	会場：北の丸グラスゲート 1 階
中部日本支部	日時： 9 月 10 日（月） 13 時～ 15 時	会場：中部日本支部事務所 1211 号室
	日時：10 月 10 日（水） 13 時～ 15 時	会場：中部日本支部事務所 1211 号室
中国支部	日時： 9 月 1 日（土） 13 時～ 15 時	会場：中国支部事務所
	日時：10 月 6 日（土） 13 時～ 15 時	会場：中国支部事務所
四国支部	日時： 9 月 25 日（火） 13 時～ 15 時	会場：四国支部事務所
	日時：10 月 25 日（木） 13 時～ 15 時	会場：四国支部事務所
九州支部	日時： 9 月 29 日（土） 13 時～ 15 時	会場：九州支部事務所
	日時：10 月 29 日（月） 13 時～ 15 時	会場：九州支部事務所
大分支部	※ 9 月 25 日（火）はうたごえサロンです。詳しくは 16 ページのお知らせをご覧ください。	
	日時：10 月 22 日（月） 13 時～ 15 時	会場：大分支部事務所

● 談話サロン ●

西日本支部	日時：9 月 23 日（日）、10 月 23 日（火） 詳しくは 16 ページのお知らせをご覧ください

●生前契約説明会・ステップアップ相談会●

支　部	電話番号	生前契約説明会		ステップアップ相談会	
北海道支部	011-756-4165	5 日（1 月休み）	13：30 ～ 15：00	随時開催	
北日本支部	022-797-2072	2 日（1 月休み）	13：30 ～ 15：00	随時開催	
東日本支部	0120-889-443 03-3511-3277	10 日 会場：九段下	11：00 ～ 13：00	15 日 会場：九段下	11：00 ～ 12：30
			14：30 ～ 16：30		14：30 ～ 16：00
		24 日（3・9 月休み） 会場：巣鴨	13：00 ～ 15：00		
		9 月 6 日、10 月 5 日 会場：横浜	10：30 ～ 12：30	9 月 26 日、10 月 26 日 会場：横浜	10：30 ～ 12：30
中部日本支部	052-569-2254	25 日	13：00 ～ 15：00	随時開催	
西日本支部	06-6809-2289	7 日	10：30 ～ 12：00	26 日	10：30 ～ 12：00
			14：00 ～ 15：30		14：00 ～ 15：30
中国支部	082-568-1585	28 日	10：30 ～ 12：00	随時開催	
四国支部	089-933-5670	25 日	10：00 ～ 12：00	随時開催	
九州支部	092-738-2718	24 日	13：30 ～ 15：00	随時開催	
大分支部	097-538-6263	27 日	13：30 ～ 15：00	随時開催	

例会・見学会・談話サロン・法律相談のお申込み先
0120-889-443

生活支援テレホン
0120-332-206

２４時間３６５日いつでも　りすセンター 新木場
0120-373-959　（海外からご利用の場合）　+81-3-3522-5660

発　行：りす倶楽部編集部　〒 102-0073 東京都千代田区九段北 1-4-5-5F　TEL：03-3511-3277　FAX：03-3511-3278
編集人：杉山 歩　E-mail liss-system@seizenkeiyaku.org　URL http://www.seizenkeiyaku.org